

学校給食費無償化による不公平感の解消を求める意見書

県は、市町村等が実施する学校給食費無償化事業に要する経費に対して、半額補助することを決定した。

学校給食費無償化事業に要する財源の確保が課題であった県下市町村にとっては、事業を実施しやすい状況となり、その実現が子育て世帯における経済的負担の軽減につながるものと理解するところである。

一方、本補助金は、学校給食法第3条第2項における義務教育諸学校において実施される給食を対象にしており、その他は補助対象外となっている。

田辺市には、学校給食が提供されていない県立中学校に通学する生徒や、食物アレルギーのため弁当を持参している児童生徒もいる。

同じ田辺市民として、学校給食という公的サービスを受けない子育て世帯にとっては、学校給食費無償化による不公平感が否めない状況が生じる。

よって、公平性の観点から、学校給食の提供を受けられない児童生徒を持つ世帯への対応を強く要望する。

記

1. 県立中学校に通学する生徒を持つ世帯への対応
2. 食物アレルギーなど、学校給食の提供を受けられない児童生徒を持つ世帯への対応

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年9月4日

田辺市議会議長 尾花 功

(意見書提出先)

和歌山県知事

和歌山県教育委員会教育長